

名古屋市民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(目的等)

- 第1条 この要綱は、旧基準非木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事を実施する所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、耐震化を促進し、地震による住宅の倒壊等の被害を防止することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。
- 3 本事業における技術上の指針は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「告示第184号」という。）によるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準非木造住宅

木造以外の住宅で、次に掲げる要件をすべて満たす戸建住宅、長屋又は共同住宅をいう。

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたものであること。

イ 住宅以外の用途に使用している面積が延べ面積の2分の1未満であること。

(2) マンション

旧基準非木造住宅のうち、次に掲げる要件をすべて満たす共同住宅をいう。

ア 地階を除く階数が原則として3階以上

イ 延べ面積が1,000㎡以上

ウ 耐火建築物又は準耐火建築物

(3) 安全な構造

告示第184号 別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」による地震に対する安全な構造をいう。

(4) 耐震診断技術者

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士をいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行う者は、一級建築士に限る。

(5) 耐震診断者

前号に掲げる耐震診断技術者が所属する建築士法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所又は建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者その他市長が同等と認める者をいう。

(6) 耐震改修促進事業

次に掲げるいずれかのものとする。

ア 耐震診断

耐震診断者が、告示第 184 号に基づき、建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に評価することをいう。

イ 耐震改修設計

耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」又は「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」と判断されたものについて、安全な構造とする耐震改修の計画（実施設計）をいう。ただし、エに規定する耐震改修工事又はオに規定する段階的耐震改修工事を行うことを前提としたものであること。

ウ 工事監理

耐震改修工事又は段階的耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）に伴う工事監理をいう。

エ 耐震改修工事

耐震改修設計に基づいて行う工事をいう。

オ 段階的耐震改修工事

耐震改修工事を次に掲げる 2 段階に分けて行うものをいう。

（ア） 段階的耐震改修工事（1 段階目）

耐震診断の結果、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い」と判断されたものに対して行う工事で、1 段階目の工事の完了後において「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある」となるもの（工事監理を含む。）をいう。

（イ） 段階的耐震改修工事（2 段階目）

段階的耐震改修工事（1 段階目）により補助金の交付を受けた旧基準非木造住宅について、2 段階目の工事の完了後において地震に対して安全な構造となる工事（工事監理を含む。）をいう。

（7） 計画認定

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 17 条第 3 項の規定に基づく名古屋市長による建築物の耐震改修の計画の認定をいう。

（8） 評定

既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録された耐震判定委員会の耐震改修計画の評定、判定又は評価等をいう。

（9） 建築確認

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定に基づく確認をいう。

（10） 区分所有者

建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。

（11） 管理組合

区分所有法第 3 条若しくは第 65 条に規定する団体又は同法第 47 条第 1 項（第 66 条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。

（12） 申請者

この要綱に定めるところにより補助金の交付を受け、耐震改修促進事業を実施しよ

うとする者をいう。ただし、第4条に規定する補助対象者が複数存在する場合は、そのうちの1名を申請者とし、管理組合を構成している場合は、管理組合を申請者とする。

(13) 代理受領

申請者と耐震改修促進事業に関する契約を締結した者が、申請者の委任を受け、補助金の交付の請求及び受領を行うことをいう。代理受領の取扱いについては、名古屋市耐震対策事業に係る補助金代理受領制度取扱要綱に定めるところによる。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内にある旧基準非木造住宅であること。
- (2) 今回実施する耐震改修促進事業（前条第6号に規定する同一の事業に限り、段階的耐震改修工事（1段階目）と段階的改修工事（2段階目）は別の事業とみなす。次号において同じ。）に関し、この要綱以外の補助金等の交付を受けていないこと。
- (3) 今回実施する耐震改修促進事業に関し、過去にこの要綱に定める補助金又は「名古屋市民間非木造共同住宅耐震診断費補助金交付要綱」に基づく補助金の交付を受けていないこと。ただし、契約期間が2年度以上にわたる場合の過年度交付分を除く。
- (4) 明らかに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定される建築基準法令の規定に違反していないものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 補助対象住宅を所有する者。ただし、所有者が複数存在する場合には、申請者が補助金の交付を受けることに関して、次のいずれかの要件を満たすこととする。
 - ア 区分所有者がいる場合は、すべての区分所有者の同意を得ていること。ただし、管理組合を構成している場合は、合意形成が図られていること。
 - イ 共有者（相続人が数人あるときを含む。以下同じ。）がいる場合は、すべての共有者の同意を得ていること。
- (2) 国、地方公共団体その他公の機関以外の者であること。
- (3) 固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (4) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、かつ、同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）と密接な関係を有しない者であること。
- (5) 法人の場合は、その業務を執行する役員に暴力団員又は暴力団等と密接な関係を有する者がいないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる耐震改修促進事業は第2条第6号に掲げるものとする。

(補助対象経費及び補助金の交付額)

第6条 耐震改修促進事業の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額は、別表のとおりとする。なお、補助対象経費の額は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する額を、仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

(事前相談)

第7条 申請者が、補助金の交付を受けて耐震改修促進事業を行おうとする場合、あらかじめ民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付事前相談書（様式第1号。以下「事前相談書」という。）を提出するものとする。ただし、耐震改修設計、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事においては、過去に同一の補助対象建築物について事前相談を行っている場合にあっては提出を要しない。

2 前項の事前相談書には、案内図及び昭和56年5月31日以前に建築された建物であることを証明するものとして次のいずれかを添付するものとする。

- (1) 建築確認通知書又は検査済証の写し
- (2) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し
- (3) 建物の登記事項証明書の写し
- (4) その他市長が認めた証明書等

(補助金交付の申請)

第8条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前で、かつ、耐震診断実施予定日の属する年度の1月末日までに、民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第2号。以下「補助金交付申請書」という。）に次に掲げる書類（申請者が管理組合の場合は第4号及び第5号を除く。）を添付して市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

- (1) 耐震診断経費の見積書の写し（入札の場合は設計書及び積算書の写し）
- (2) 建築士免許証の写し。ただし、入札の場合は第10条第1項の規定による着手届を提出するまでに提出するものとする。
- (3) 案内図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、面積表
- (4) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付申請日の直近のもの）
- (5) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（前年度から直近の支払い期日分までのもの）
- (6) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震診断を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書面。ただし、申請者が管理組合の場合は、管理規約並びに耐震診断の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの。
- (7) 共有者がいる場合は、申請者が耐震診断を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書面

(8) その他市長が必要と認める書類

- 2 耐震改修設計に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震改修設計の実施に関する契約を締結する前で、かつ、耐震改修設計着手予定日の属する年度の原則として8月末日まで（契約期間が2年度にわたる場合で、当該契約締結日の属する年度の翌年度は、当該補助金の予算の議決があった日から4月1日まで）に、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類（申請者が管理組合の場合は第7号及び第8号を除く。また、契約期間が2年度にわたる場合の当該契約締結日の属する年度の翌年度は第2号から第6号まで、第9号及び第10号を除く。）を添付して市長に提出し、交付決定を受けなければならない。なお、契約期間は2年度を限度とする。

(1) 申請書別紙（様式第3号）

(2) 耐震改修設計費の見積書の写し（入札の場合は設計書及び積算書の写し）

(3) 建築士免許証の写し。ただし、入札の場合は第10条第1項の規定による着手届を提出するまでに提出するものとする。

(4) 耐震診断結果報告書の写し

(5) 案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、面積表、構造図、建築設備図及び昇降機等の関係図面

(6) 建築物の外観写真（撮影位置を図示すること）

(7) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付申請日の直近のもの）

(8) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（前年度から直近の支払い期日分までのもの）

(9) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書面。ただし、申請者が管理組合の場合は、管理規約並びに耐震改修設計の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの。

(10) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修設計を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書面

(11) その他市長が必要と認める書類

- 3 耐震改修工事等及び工事監理に係る補助金の交付を受けようとする申請者は、耐震改修工事等及び工事監理の実施に関する契約を締結する前で、かつ、耐震改修工事着手予定日の属する年度の原則として8月末日まで（契約期間が2年度以上にわたる場合で、当該契約締結日の属する年度の翌年度以降は、当該補助金の予算の議決があった日から4月1日まで）に、補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類（申請者が管理組合の場合は第9号及び第10号を除く。また、契約期間が2年度以上にわたる場合の当該契約締結日の属する年度の翌年度以降は第2号から第8号まで、第11号及び第12号を除く。）を添付して市長に提出し、交付決定を受けなければならない。

(1) 申請書別紙（様式第3号）

(2) 耐震改修工事費又は段階的耐震改修工事費の見積書の写し及び積算内訳書（入札の場合は設計書及び積算書の写し）

(3) 耐震改修工事監理費の見積書の写し（入札の場合は設計書及び積算書の写し）

(4) 工事監理者の建築士免許証の写し及び建設業許可証の写し。ただし、入札の場合は

第 10 条第 1 項の規定による着手届を提出するまでに提出するものとする。

- (5) 耐震診断結果表（現状及び耐震改修後の I_s 値等が確認できるもの。ただし、段階的耐震改修工事の場合は、現状、1 段階目及び 2 段階目の耐震改修後の I_s 値等が確認できるもの。）
 - (6) 耐震改修設計に係る以下の書類
 - ア 評定の評定通知書の写し（段階的耐震改修工事の場合は 1 段階目の改修工事の計画についての評定通知書又はこれに代わるもの及び地震に対して安全な構造となる計画についての評定通知書等）（評定が必要な場合）
 - イ 計画認定の認定通知書の写し（計画認定が必要な場合）
 - ウ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定に基づく確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
 - (7) 現状及び改修工事の内容がわかる案内図、配置図、平面図、立面図、断面図、面積表、構造図、建築設備図及び昇降機等の関係図面。段階的耐震改修工事の場合は 1 段階目及び 2 段階目の工事の配置図、平面図、立面図、断面図、面積表、構造図、建築設備図及び昇降機等の関係図面
 - (8) 建築物の外観及び施工予定箇所が確認できる写真（撮影位置を図示すること）
 - (9) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し（交付申請日の直近のもの）
 - (10) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等（前年度から直近の支払い期日分までのもの）
 - (11) 区分所有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事等を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての区分所有者の同意を得たことを証する書面。ただし、申請者が管理組合の場合は、管理規約並びに耐震改修工事等の実施及び補助金の交付に係る議決書又はこれに代わるもの。
 - (12) 共有者がいる場合は、申請者が耐震改修工事等を行い、補助金の交付を受けることに関してすべての共有者の同意を申請者の責任で得たことを示す書面
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 4 申請者は、補助対象建築物が次に掲げる地区内等にある場合には、当該事業主管課と耐震改修促進事業の実施内容について協議するものとする。ただし、耐震診断については協議を要しない。
- (1) 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）地区
 - (2) 土地区画整理事業施行地区
 - (3) 都市計画施設内
 - (4) 町並み保存地区
 - (5) その他協議を必要とする事業等

（交付の決定）

第 9 条 市長は、前条第 1 項から第 3 項までの規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付することができる。

(着手の届出)

第 10 条 申請者は、耐震改修促進事業に着手したときは、民間非木造住宅耐震改修促進事業着手届（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修促進事業の実施に係る契約書の写し
- (2) 工程表（耐震改修工事等の場合）
- (3) 連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者、工事監理者、工事請負業者、管理組合担当者等）

- 2 前項の書類は、補助金の交付の決定があった日から起算して 30 日以内に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(計画認定等)

第 11 条 申請者は、耐震改修設計について、計画認定、評定又は建築確認を受けなければならない。

- 2 市長は、申請者が評定又は確認申請を受ける前に耐震改修設計の内容を確認するものとする。

(中間検査)

第 12 条 市長は、必要と認める場合においては、耐震改修工事等の工程を指定し、中間検査を実施することができる。申請者は、市長が指定する工程において、民間非木造住宅耐震改修促進事業中間検査申請書（様式第 6 号。以下「中間検査申請書」という。）に中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて、市長に中間検査の申請をしなければならない。

- 2 市長は、中間検査申請書を受理したときは、耐震改修工事等が適切に実施されているかどうか、速やかに中間検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の中間検査を行った結果、耐震改修工事等が適切に実施されていないと認める場合には、耐震改修工事等が適切に実施されるよう申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わない場合は、補助金交付決定を取り消すことができる。

(交付申請の内容の変更)

第 13 条 申請者は、交付申請の内容を変更しようとするときは、次の各号によらなければならない。

- (1) 補助金の額に変更を生じる場合には、耐震改修促進事業の実施に関する変更契約をする前に、民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更申請書（様式第 7 号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - ア 変更後の補助対象経費の見積書の写し
 - イ 変更図面等、変更内容がわかる書類

ウ 申請書別紙（様式第 3 号）（耐震改修設計又は耐震改修工事等の場合）

- (2) 補助金の額に変更が生じない場合には、民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更届（様式第 8 号）に変更の内容がわかる書類等を添付して市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項第 1 号の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付変更を決定した場合は、民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定変更通知書（様式第 9 号）をもって申請者に通知するものとする。
- 3 申請者は、前項による通知を受けた場合は、速やかに耐震改修促進事業の実施に関する変更契約を締結し、変更契約書の写しを市長に提出しなければならない。

（交付申請の取下げ）

- 第 14 条 申請者は、交付申請の取下げをしようとするときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の 2 月末日までに、民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下届（様式第 10 号）を提出しなければならない。

（遂行に関する指示等）

- 第 15 条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対して耐震改修促進事業の遂行に関して、指導、助言及び指示を行い、又は、報告を求めることができる。
- 2 市長は、申請者が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に従って耐震改修促進事業に係る業務を遂行していないと認めた場合、決定内容に従って当該業務を遂行すべきことを指示することができる。
 - 3 市長は、申請者が前項の指示に従わない場合は、申請者に対して耐震改修促進事業の全部又は一部の停止を指示することができる。

（完了実績報告等）

- 第 16 条 耐震診断に関する補助金の申請者は、耐震診断が完了したときは、耐震診断の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は完了日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期限までに、民間非木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書（様式第 11 号。以下「完了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 民間非木造住宅耐震診断結果報告概要書（様式第 12 号）
 - (2) 耐震診断結果表（建築士の記名のあるもの）
 - (3) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第 19 条第 1 項の規定による補助金の交付の請求までに、領収書の写しを提出するものとする。
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 耐震改修設計に関する補助金の申請者は、耐震改修設計が完了したときは、耐震改修設計の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は完了日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い期限までに、完了実績報告書（様式第 11 号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 設計図書（段階的耐震改修工事の場合は 1 段階目及び 2 段階目のもの）

- (2) 耐震改修設計に係る以下の書類
 - ア 評定の評定通知書の写し（段階的耐震改修工事の場合は1段階目の改修工事の計画についての評定通知書又はこれに代わるもの及び地震に対して安全な構造となる計画についての評定通知書等）（評定が必要な場合）
 - イ 計画認定の認定通知書の写し（計画認定が必要な場合）
 - ウ 建築基準法第6条第1項の規定に基づく確認済証の写し（建築確認が必要な場合）
 - (3) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第19条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 耐震改修設計に関する補助金の申請者は、耐震改修設計の契約期間が2年度にわたる場合は、完了予定年度を除き、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに、民間非木造住宅耐震改修促進事業年度終了実績報告書（様式第11号の2。以下「年度終了実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 年度終了部分の出来高がわかる設計図書等
 - (2) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第19条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 耐震改修工事等及び工事監理に関する補助金の申請者は、耐震改修工事等及び工事監理が完了したときは、耐震改修工事等完了の日から起算して30日を経過した日又は完了日の属する年度の2月末日のいずれか早い期限までに、完了実績報告書（様式第11号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 施工状況がわかる写真
 - (2) 工事監理報告書
 - (3) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第19条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
 - (4) 所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 5 耐震改修工事等及び工事監理に関する補助金の申請者は、耐震改修工事等及び工事監理の契約期間が2年度以上にわたる場合は、完了予定年度を除き、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに、年度終了実績報告書（様式第11号の2）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 年度終了部分の施工状況がわかる写真
 - (2) 出来形図
 - (3) 工事監理報告書
 - (4) 領収書又は請求書の写し。ただし、請求書による場合は、第19条第1項の規定による補助金の交付を請求するまでに、領収書の写しを提出するものとする。
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(是正のための措置)

第 17 条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受理した場合において、耐震改修促進事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、これらに適合させるための措置を取るよう申請者に指示することができる。

(補助金の額の確定)

第 18 条 市長は、第 16 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項の完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金確定通知書（様式第 13 号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、第 16 条第 3 項又は第 5 項の年度終了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査のうえ、適当と認めたときは、各年度において終了した事業に係る補助金の額を確定し、民間非木造住宅耐震改修促進事業年度終了補助金確定通知書（様式第 13 号の 2）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求及び交付)

第 19 条 前条に規定する通知を受けた申請者は、補助金交付請求書（様式第 14 号）により、市長に補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求書に基づき、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

(地位の承継等)

第 20 条 申請者が死亡又は申請者の地位の合併等により消滅した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修促進事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

2 申請者がやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で耐震改修促進事業を完了し補助金の交付を受ける意思があるときは、市長に届け出て地位を承継することができる。

3 前 2 項の規定により申請者の地位を承継しようとする者は、民間非木造住宅耐震改修促進事業地位承継届（様式第 15 号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

4 申請者は、第 1 項及び第 2 項並びに代理受領制度を利用する場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡してはならない。

(交付決定の取消し)

第 21 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金の交付決定を受けた場合

(2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反し

た場合

- (3) 補助金を交付の目的以外に使用した場合
- (4) 第4条第4号若しくは第5号に規定する者に該当しないこととなったとき又は第8条に規定する補助金の交付申請を行ったときに第4条第4号若しくは第5号に規定する者に該当していなかったことが判明したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じた場合

(書類の保管等)

第22条 申請者は、補助金の収支に関する帳簿を作成し備えるとともに、領収書等関係書類を整理しなければならない。

- 2 申請者は、前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。ただし、段階的耐震改修工事（1段階目）に関する前項に掲げる帳簿及び領収書等関係書類については、段階的耐震改修工事（2段階目）の補助金の交付を受けた年度終了後5年間まで保管しなければならない。
- 3 段階的耐震改修工事（1段階目）の申請者は、段階的耐震改修（2段階目）が完了するまで、評定及び段階的耐震改修工事（1段階目）に関する書類等を保管しなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 名古屋市民間非木造共同住宅耐震診断費補助金交付要綱(平成18年4月1日制定)は、これを廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙（様式第 1 号、第 2 号に限る。）は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定は、施行日以後にその工程が策定される、耐震改修工事等に関する完了実績報告について適用し、同日前にその工程が策定されていたことが明確な耐震改修工事等（令和 3 年 3 月 1 日から同年 3 月 10 日までの間に完了の報告を予定しているものに限る。）に関する完了実績報告については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 8 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて作成されている用紙は、新要綱にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表 (第6条関係)

区分		補助対象経費 (国、地方公共団体その他公 の機関が所有する部分に係る 経費相当額を除く)	補助金の交付額 (千円未満の端数は切り捨てる。) この表において、aは国、地方公共団体そ 他公の機関が所有する部分に係る床面積を 除く床面積/延べ面積とする。
診断		耐震診断に要する経費。ただ し、長屋、共同住宅について は次に定める額を限度とす る。 イ 面積 1,000 m ² 以内の部分 は、3,670 円/m ² 以内 ロ 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分 は、1,570 円/m ² 以内 ハ 面積 2,000 m ² を超える部 分は、1,050 円/m ² 以内	補助対象経費の 2/3 以内の額。 ただし、戸建住宅については、89,000 円を 限度とし、長屋、共同住宅については、一住 戸あたり 50,000 円を限度とする。
設計	耐震改修 設計	耐震改修設計に要する経費	補助対象経費の 2/3 以内の額。ただし、4,000 千円を限度とする。なお、契約期間が2年度 にわたる場合は、契約期間の全体で4,000 千 円を限度とする。
	工事監理 (耐震改 修工事)	耐震改修工事等に伴う工事監 理に要する経費	補助対象経費の 2/3 以内の額。ただし、4,000 千円を限度とし、耐震改修設計において補助 金の交付を受けている場合は、4,000 千円か らその補助金の交付額を控除した額を限度 とする。なお、契約期間が2年度以上にわた る場合は、契約期間の全体で4,000 千円を限 度とし、耐震改修設計において補助金の交付 を受けている場合は、4,000 千円からその補 助金の交付額を控除した額を限度とする。
改修 工事	戸 建 住宅	耐震改修工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 34,100 円 /m ² を乗じた額×a を限度とす る。	補助対象経費の 23%以内の額 (ただし、一 住戸あたり 60 万円を限度とする。)
		1 段 階目 耐震改修工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 34,100 円 /m ² を乗じた額×a の 2/5 を限 度とする。	補助対象経費の 23%以内の額 (ただし、一 住戸あたり 25 万円を限度とする。)
		2 段 階目 耐震改修工事に要する経費	補助対象経費の 23%以内の額 (ただし、1 段階目の補助金交付額との合計は、一住戸あ

				たり 60 万円及び延べ面積に 34,100 円/㎡を乗じた額の 23%を限度とする。)	
長屋及び共同住宅	マンション		耐震改修工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 34,100 円/㎡を乗じた額×a を限度とする。	補助対象経費の 23%以内の額（ただし、一住戸あたり 30 万円を限度とする。)	
		1 段階目	耐震改修工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 34,100 円/㎡を乗じた額×a の 2/5 を限度とする。	補助対象経費の 23%以内の額（ただし、一住戸あたり 12 万円を限度とする。)	
		2 段階目	耐震改修工事に要する経費	補助対象経費の 23%以内の額（ただし、1 段階目の補助金交付額との合計は、一住戸あたり 30 万円及び延べ面積に 34,100 円/㎡を乗じた額×a の 23%を限度とする。)	
			耐震改修工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 50,200 円/㎡ を乗じた額×a を限度とする。 耐震診断の結果、I s（構造耐震指標）の値が 0.3 未満相当である場合は 55,200 円/㎡を乗じた額×a を限度とする。	補助対象経費の 1/3 以内の額（ただし、一住戸あたり 50 万円を限度とする。)	
			1 段階目	耐震改修工事に要する経費。 ただし、延べ面積に 55,200 円/㎡ を乗じた額×a の 2/5 を限度とする。	補助対象経費の 1/3 以内の額（ただし、一住戸あたり 20 万円を限度とする。)
			2 段階目	耐震改修工事に要する経費	補助対象経費の 1/3 以内の額（ただし、1 段階目の補助金交付額との合計は、一住戸あたり 50 万円及び延べ面積に 55,200 円/㎡を乗じた額×a の 1/3 を限度とする。)

様式

要 綱	名 称	様 式
第 7 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付事前相談書	第 1 号
第 8 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書	第 2 号
第 8 条、第 13 条	申請書別紙	第 3 号
第 9 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書	第 4 号
第 10 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業着手届	第 5 号
第 12 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業中間検査申請書	第 6 号
第 13 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更申請書	第 7 号
第 13 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付変更届	第 8 号
第 13 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定変更通知書	第 9 号
第 14 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下届	第 10 号
第 16 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業完了実績報告書	第 11 号
第 16 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業年度終了実績報告書	第 11 号の 2
第 16 条	民間非木造住宅耐震診断結果報告概要書	第 12 号
第 18 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業補助金確定通知書	第 13 号
第 18 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業年度終了補助金確定通知書	第 13 号の 2
第 19 条	補助金交付請求書	第 14 号
第 20 条	民間非木造住宅耐震改修促進事業地位承継届	第 15 号